

## 個人情報を含む資料の散乱について

令和6年2月15日に、資源ゴミとしてシュレッダー処理せずに誤って廃棄した個人情報を含む文書が、回収業者による搬送中、道路上に散乱する事案が発生しました。

今後このようなことがないよう、個人情報を含む文書の管理を徹底し、再発防止に努めてまいります。

### 1. 散乱した資料と個人情報

- 資料の量・種類：A4用紙1,033枚、A3用紙97枚、パンフレット・カタログ  
うち個人情報を含むもの：A4用紙123枚、A3用紙37枚
- 個人情報を含む文書の内容：各種名簿、道路パトロール計画、Eメールを印刷した等
- 散乱した資料に記載されていた個人情報の人数と内容

区 分	資料に記載されていた個人情報（氏名）の実人数 単位：人			
	うちメールアドレスあり	うち電話番号あり	うち住所あり	その他
一般県民	24		20	3
関係業者	148	65	43	
関係機関等	27	13		
県職員	256	18		
計	455	96	63	3

### 2. 経緯

- 2月15日15時00分頃 高崎市内の道路上に、藤岡土木事務所のものと思われる冊子類が落ちていたとの通報が、近隣住民から藤岡土木事務所に入る。
- 2月15日15時30分頃 藤岡土木事務所職員が現地に到着。落下による衝撃で散らばったと思われる資料の回収作業を開始。（現地回収作業完了16時30分頃）
- 回収した資料を確認したところ、氏名や住所、電話番号等が含まれていることが判明。
- その後の調査により、藤岡土木事務所職員が個人情報を含む資料をシュレッダー処理せずに誤って資源ゴミとして廃棄したことが判明。
- 現在のところ、二次被害等の報告は受けていない。

### 3. 県としての対応

- 個人情報の該当者に対し、県担当者が訪問、電話、メールにより、説明と謝罪を実施。
- 個人情報を含む資料の適正管理の徹底について周知した。
- 資源ゴミの回収業者から提出された改善報告書により、荷崩れしない積載方法の改善など、再発防止策が図られることを確認した。